結婚新生活支援事業Ｑ＆Ａ

Ｑ1：対象とならない経費はどのようなものか？

Ａ1：住宅取得に伴う土地購入費、住宅賃借に伴う駐車場・清掃費・各種保険料・光熱水費

　　 ・設備費・引越し等の謝礼など

Ｑ2：転入したが婚姻届の提出はまだ。申請できるか？

Ａ2：婚姻届を提出した後で、申請してください。

Ｑ３：婚姻前に住居を購入・賃借したものは対象になるか？

Ａ３：婚姻前であっても、対象期間（令和7年1月1日から令和8年3月31日）中に

　　　婚姻を機に穴水町の住宅を購入・賃借した場合、対象となる。

　　　ただし穴水町Ｉターンファミリー移住くらし応援補助金の引越し費用10万円を受　　　　　けた場合、引越し費用は対象外です。

Ｑ４：以前より住んでいるアパート等で新婚生活を始める。対象になるか？

Ａ４：既に住んでいる方のところへ、新婚生活を始めるためにもう一方が引越してきた

場合は、婚姻届を提出し、引越し費用および、同居を始めたあとに支払った家賃が対象となる。

Ｑ５：夫の実家に転入した。対象となるか？

Ａ５：引越し費用のみ対象となる。

　　　ただし、夫婦のいずれかが費用を支払っていること。

Ｑ６：婚姻のために、家を増築した。その費用は対象になるか？

Ａ６：対象外です。

Ｑ７：中古住宅を購入・賃借し、新婚生活を始める。対象になるか？

Ａ７：新築・中古どちらであっても対象になるが、申請時点で既に支払いを済ませた金額

　　　が対象となる。住宅ローン等これから支払う分は対象とならないが、婚姻届を提出し

　　　同居を始めたあとに支払ったローンは対象となる。

Ｑ８：新しく購入・賃借した家に親族（親など）と同居する。対象になるか

Ａ８：契約者や購入者の名義が夫婦いずれかの名義で、かつ、支払いを行っていれば、購入

　　　費用・家賃等費用・引越し費用ともに対象となる。

Ｑ９：再婚でも対象になるか？

Ａ９：なりますが、一方もしくは双方が、この助成を受けたことがある場合は、対象外です。

Ｑ10：住宅手当を会社から支給されています。家賃は対象になるか？

Ａ10：家賃から住宅手当を差し引いた実費負担分が対象です。

Ｑ11：離職したことがわかる証明書とはどんなものでしょうか？

Ａ11：離職票や退職証明書を添付してください。

Ｑ12：奨学金返済の証明書はどんなものでしょうか？

Ａ12：返済証明書もしくは返済額がわかるもの（通帳の写しなど）を添付してください。

Ｑ13：納税証明書が穴水町から発行されないときは？

Ａ13：1月1日時点で住民票があった市区町村で発行することができます。非課税の場合

　　　は、非課税証明書を発行してもらい申請書に添付ください。